

第 38 回日の出町産業まつり 運営方針

1. 開催期間

開催期間は、令和 8 年 10 月 24 日（土）、10 月 25 日（日）の 2 日間とし、両日とも午前 10 時から開始し、終了時間について両日とも午後 4 時 30 分までとする。

2. 会 場

会場は、イオンモール日の出とする。

3. 参加資格

参加資格は、次に定めるところによる。

- （１）商工業展 町内に事業所を有する企業等
- （２）農 業 展 農業振興委員会構成団体
- （３）林 業 展 森林組合及び林業研究会
- （４）行 政 展 各行政機関
- （５）消費者展 消費者団体
- （６）そ の 他 主催者が特に認めたもの

4. 参加申請

各催し物に参加を希望する事業所等は、日の出町役場産業観光課窓口へ申請するものとする。

各催し物への参加を希望する事業所等は、8 月 3 日（月）～8 月 31 日（月）までに日の出町役場産業観光課窓口まで直接申し込むこと。

なお、申込者数が定数に達した場合は、先着順にて受付を終了する。

※ただし、町内事業者の申し込みについては、加盟団体加入事業者より後であっても最優先とする。

5. 区画割り等

区画の設営は、主催者が準備するものとする。（電源設備を除く）
ただし、特別な設備、装飾は自己負担とし、終了後は原形に復旧すること。

区画の割り当ては、事務局で行う。

6. 出店料（備品リース料含む）

今年度の出店希望者は、①町内事業者②関連団体に加盟しているもののみとする。関連団体は以下のとおり。

日の出町商工会、日の出町観光協会

一般出店（食品・物販・有料ワークショップ等）は、①18,000 円②23,000 円とする。

PR・展示出店（金銭の授受・販売なし）は、15,000 円とする。

キッチンカーは 1 台 18,000 円とする。

出店料は申込時、産業観光課窓口にて支払うこと。

<リース備品セット内訳>

- | | | |
|-------------|-------------------|-----|
| (1) テント | (1.5 間×2 間) | 1 張 |
| (2) テーブル | (450 mm×1,800 mm) | 2 台 |
| (3) 折りたたみ椅子 | | 4 脚 |

※ (追加備品は別途自己負担 テーブル 1 台 1,200 円・椅子 1 脚 500 円)

小型発電機 1 台 (100V・1500W まで) 12,000 円 (希望性。追加燃料は出店者で用意)

7. 展示品等の管理

展示品等の管理は、原則出店者の責任において行うものとする。夜間見回りが必要となる 10 月 24 日 (土) は、主催者ができる限り行うものとする。

8. 遵守事項

参加事業所等は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 著しく風紀を乱すような行為はしない。
会場内での喫煙は禁止とする。(電子たばこも同様とする。)
- (2) **搬入は、10 月 24 日 (土) 午前 9 時 30 分までに完了するものとし、開催中(午前 10 時～午後 4 時 30 分)は、車両の乗入れは認めない。**
- (3) 参加事業所等の宣伝は自己で行うこととするが、近隣出店者に迷惑をかけないように配慮すること。ほか出店者より事務局に通報があった場合、事務局より双方確認する場合がある。
- (4) 出店者は、自店舗で販売したゴミを回収し、回収したゴミは各自持ち帰って処分すること。また、一日終了毎会場を清掃し、環境美化に努めること。
- (5) 商品は自己責任により管理するものとし、開催中終日 (夜間含む) にあった不利益等については、事務局およびイオンモールは一切の責任を負わない。
- (6) 登録した商品以外の販売は行わないこと。
- (7) 食品を扱う店舗は衛生面に十分配慮すること。
- (8) **食品の調理を行う店舗、試飲・試食の提供を行う店舗は、**主催者側の指示に従い**開催日 1 か月前以降に検便を提出**すること。なお、1 か月以上前に提出したものについては、再提出ぶんの料金 (送料含む) を自己負担するものとする。
- (9) 場内設備で調理器具等の洗浄や、食材の仕込みを行わないこと。
- (10) 出店者は必ず 2 日間出店すること。取扱商品の売り切れ等により店じまいをする場合でも、開催時間中に会場内へ車両を乗り入れることは認めない。
- (11) 搬出は、他店への迷惑防止及び場内の安全確保の面から主催者から指示があるまで行わないこと。搬出時間前に車両入場口に車両を待機させたものは、次回以降の出店停止を命じる場合がある。
- (12) 出店者は、必ず指定された駐車場に車両を駐車すること。イオンモール日の出お客様駐車場は、来場者専用の駐車スペースである。
なお、指定場所以外での駐車が確認された場合、または通報があった場合は、次回以降の出店資格を取り消すことがある。

9. 悪天候による中止等取扱い

雨天でも開催。大雨や強風等が予想される場合は、イオンモール日の出と協議し、開催の可否を 10 月 23 日 (金) の午後 5 時に決定する。

10. その他

その他、必要な事項は、実行委員会において協議し、決定する。

令和8年7月17日 日の出町産業まつり実行委員会